

秋田県コンクリート製品協会工場認定要綱

第1条 (目的)

この要綱は、秋田県コンクリート製品協会（以下「協会」という）が行う工場の審査ならびに評価（以下「工場認定制度」）について、秋田県が認定基準への適合状況を確認、承認することによって、秋田県公共事業等に使用されるコンクリート二次製品の品質確保を図るとともに、製造工場の品質管理体制向上と品質の標準化及び製品の安定供給に資することを目的とする。

第2条 (秋田県及び審査機関の役割)

秋田県及び審査機関の役割は、下記とする。

(1) 秋田県（技術管理課及び各地域振興局）

- ① 協会からの依頼に基づき、各地域振興局に対して工場認定に関わる審査実施工場への臨場を依頼する。～技術管理課
- ② 協会から委嘱された審査委員会が実施する工場審査に臨場し、工場審査の実施状況を確認する（審査委員が立ち入れない場所にある一部設備の確認を含む）。～各地域振興局
- ③ 協会より提出された評価調書（工場審査実施工場の評価結果）を受領し、審議を行い、審議に基づく承認結果を協会へ報告する。また、評価調書は一定の期間保管を行う。～技術管理課
- ④ 工事関係書類の簡素化に係わる資料として、工場認定制度により承認された工場から提出される工場管理資料について、工場認定の有効期間に該当する工場管理資料の保管を行う。～技術管理課
- ⑤ 協会が運用する「工場認定制度」の基準や運用状況を確認し、適切な運用となるように指導する。～技術管理課

(2) 審査機関（審査委員会：協会から委嘱）

- ① 工場審査（実地検査及び書類審査）
審査委員会により選任された審査員は、工場審査の対象工場へ出向き、工場審査を実施する。審査の結果は審査調書に記載し、審査委員会へ報告する。
- ② 審査調書の審議
審査調書を基に審議を行い、工場審査の結果を決定する。
- ③ 工場審査報告
工場審査の結果を基に工場審査調書として取り纏め、評価委員会へ報告する。
- ④ 製造品質管理基準、製造品質審査実施要領の作成

(3) 審査機関（評価委員会：学識経験者）

- ① 審査委員会から報告された工場審査調書を審議し、評価を行う。
- ② 工場審査調書の審議、評価結果を基に評価調書として取り纏め、協会へ報告する。

- ③ 工場認定制度に係わる製造工場の品質管理体制及び品質の標準化について、助言、指導を行う。

第3条 (委員会の構成)

各委員会の構成は、下記とする。

(1) 審査委員会

「審査委員会」とは、当協会の技術委員会正・副委員長ならびに技術委員会で、品質管理技術と経験に富んだ者（コンクリート技士、コンクリート主任技士のいずれか又は同等以上の資格を有する者）の中から技術委員長が選任し、委嘱された委員から構成される。

(2) 評価委員会

「評価委員会」とは、コンクリートを専門とする学識経験者から構成される。

(3) 各委員会は、過半数を超える委員の出席で成立するものとする。

(4) 各委員会の委任任期は3年とする。但し留任を妨げない。

第4条 (委員会の業務)

各委員会の業務は下記とする。

(1) 審査委員会

- ① 製造品質管理基準の作成
- ② 製造品質審査実施要領の作成
- ③ 工場審査の審査調書作成
- ④ 工場審査の審査員の選任および日程調整
- ⑤ 工場審査（審査員による工場審査）
- ⑥ 審査調書の審議及び工場審査調書の取り纏め
- ⑦ 評価委員会への報告（工場審査調書）
- ⑧ その他審査委員会が必要と認められた業務

(2) 評価委員会

- ① 工場審査調書の審議、評価（等級別）、評価調書の取り纏め
- ② 工場認定制度に係わる製造工場の品質管理体制及び品質の標準化に関する助言、指導
- ③ 協会への報告（評価調書）
- ④ その他評価委員会が必要と認められた業務

第5条 (対象工場)

(1) この要綱において対象となる工場は、秋田県内に工場を有し、別に定める工場審査の基準を満たしている工場を対象とする。

製品は、「リサイクル製品認定証」を取得しているものを含めた主要製造製品とする。

(2) 協会員外の者が工場認定を申請希望の場合は、協会役員会で協議し、本要綱に準じて申請することができる。

- (3) 申請を受理した協会は、第6条及び第7条に準じて行われた審査、評価の結果について、申請者への通知及び工場認定書の交付を行う事とする。

第6条 (審査の実施)

- (1) 工場の製造品質審査は工場審査と再審査によるものとする。工場審査は原則年1回とし、再審査は必要に応じて実施する。
- (2) 工場審査は、秋田県(各地域振興局)立会のもと審査委員会が選任する審査員(正・副各1名)により、「製造品質管理基準」並びに「製造品質審査実施要領」に基づき実施する。
- (3) 審査員は、当該申請会社の審査業務はできないものとする。
- (4) 工場審査には、審査状況の確認や見学等を目的に、以下の者が立ち会う場合がある。
- ・秋田県(各地域振興局)
 - ・評価委員
 - ・その他(審査委員会が立会を認めた者)
- (5) 工場審査の結果、指摘項目或いは要望事項として挙げられたものは、対応状況をまとめ審査委員会へ報告する。
- (6) 審査委員会は、工場審査実施工場から提出された審査調書を審議し、工場審査調書として取り纏め、評価委員会に報告を行う。

第7条 (工場の評価)

- (1) 協会は、当該工場が申請した工場認定登録を審議する為の「評価委員会」を速やかに開催しなければならない。
- (2) 評価委員会は、審査委員会より提出された工場審査調書に基づいて当該工場の評価を審議する。
- (3) 第7条2項の評価結果に基づき、当該工場の製造品質等級を下記と定める。又、基準評価点等級をAとし、本要綱第1条の確立を早期に目指すものである。
- ①基準評価点は100点、A等級を目指すものとする。
 - ②評価点が96点～100点、等級はAとする。
 - ③評価点が80～95点、等級はBとする。
 - ④評価点が79点以下、等級はCとする。
- (4) 工場認定書の交付対象となる合格ラインは、評価点が80点以上、等級はB以上を合格とし、評価点が79点以下、等級がCの場合は不合格とする。
- (5) 評価の結果、B等級は是正改善事項に対し、改善を明かす書類を添付し、評価委員会に提出するものとする。
- 又、C等級の場合は是正改善事項に対しての評価として再審査を実施し、その結果を評価委員会に報告するものとする。
- (6) 評価委員会は、評価結果に基づき当該工場の評価調書を取り纏め、役員会に報告するものとする。
- 再審査についても同様とする。
- (7) 評価委員会が取り纏めた評価調書は、協会規約第11条2項、3項に則り役員

会を速やかに開催し、審議・承認を受けるものとする。

(8) 第7条6項の評価調書は、協会が秋田県（技術管理課）に報告する。

(9) 秋田県（技術管理課）は、評価調書の審議を行い、認定工場を承認する。また、その旨を協会に通知する。

(10) 協会は、秋田県（技術管理課）の認定工場の承認通知受理後、評価結果が合格となった工場に対して認定書を交付し、写しを秋田県（技術管理課）に提出する。

第8条（評価委員会が行う立ち入り審査）

評価委員会は、評価事務を行うにあたり必要があるときは、製造する製品若しくは品質管理体制等について、立ち入り審査を行うことができる。

第9条（認定書の交付）

(1) 第7条9項に基づき、協会会長は当該工場に対して工場認定書を交付する。

(2) 工場認定書の有効期限は原則として発行より1年間とする。

但し、工場認定の審議及び認定書の交付に伴うスケジュール等の調整が必要となる場合、全評価委員の同意を得た上で認定書の有効期限の延長（最長6ヶ月）を認めるものとする。

第10条（認定の取り消し）

協会は、工場認定した会社又は工場が次の何れかに該当するときは、評価委員会の審議を経て、工場認定を取り消すことができる。

①納入した製品の品質が粗悪で、購入者並びに発注者に多大な迷惑や損害を及ぼした場合

②工場認定要綱の違反や工場認定制度の運営を妨げる行為が認められたとき

③評価委員会の指示、指導に従わなかった場合

④コンクリート二次製品製造工場として、コンプライアンス違反や製造過程等での不正が発覚した場合

⑤会社代表者の失踪や、倒産、民事再生となった時

また、工場認定の取り消しが行われた場合には、直ちに秋田県（技術管理課）および照査委員にその旨を報告する。

第11条（工場認定制度における材料承認願簡素化の運用停止措置）

(1) 協会は、工場認定した会社又は工場が次の何れかに該当するときは、協会の審議を経て、材料承認願簡素化の運用停止措置を講ずることができる。

①工場審査において、製品検査の結果が不合格となった場合

②工場審査において、製品検査設備に問題が認められ、製品検査の結果に多大な影響を及ぼすと判断される場合

(2) 材料承認願簡素化の運用停止措置期間は、以下の通りとする。

①11条1項①の場合…工場審査の実施月以降、最大6か月間

②11条1項②の場合…工場審査の実施月以降、最大6か月間

また、材料承認願簡素化の運用停止措置が行われた場合には、直ちに秋田県（技術管理課）および照査委員にその旨を報告する。

第12条 （秋田県への報告）

（1）協会は、第1条の目的に資すること並びに利用者との意見交換を図る事を目的とし、以下の項目に関して秋田県へ報告する。

- ①当該年度の工場認定申請状況及び審査日程
- ②当該年度の工場認定規定に関わる改正内容
- ③認定制度及び品質管理状況の報告
- ④当該年度の工場認定書（写し）

（2）協会は、県等からの指摘、指導又は助言を受けた事項については、速やかに評価委員会に上程し、その対応等を審議し、その対処、結果を県等に報告するものとする。

第13条 この要綱は令和6年2月1日から施行する。